

第3次栃木県犯罪被害者等支援基本計画の実施状況 令和7(2025)年度

令和8(2026)年6月23日

栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課

【概要】

栃木県では、平成22(2010)年に「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」、平成28(2016)年に「第2次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、関係機関・団体の協力のもと、犯罪被害者等への支援施策を実施してきました。

こうした中、令和3年(2021)年4月に「栃木県犯罪被害者等支援条例」が施行されました。

さらに、条例に基づく計画として、同年8月に「第3次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」(期間：令和3(2021)年～令和7(2025)年)を策定し、条例の目的である「犯罪被害者を支える地域社会の実現」を基本目標として、5つの施策の柱のもと、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

第3次計画に基づく施策の推進状況は次のとおりです。

施策の柱Ⅰ 【相談体制・情報提供の充実】

◆ 相談窓口の充実 計画の施策番号 １～１１

（公社）被害者支援センターとちぎや市町等の支援担当者向け研修会の開催や弁護士による無料法律相談を実施したほか、各機関において各種相談窓口や相談ダイヤル等を設け、被害の相談対応を行いました。

- ・ 警察相談専用電話 # 9 1 1 0
- ・ 性犯罪被害相談窓口 # 8 1 0 3 【警察本部】

- ・ とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）# 8 8 9 1
- ・ 配偶者や恋人等からの暴力（DV）被害相談 # 8 0 0 8 【人権男女共同参画課】

- ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル 1 8 9 【こども政策課】

- ・ いじめ相談さわやかテレホン
- ・ SNS（LINE）を活用した相談 【教育委員会】

◆ 犯罪被害者等への情報提供等の充実 計画の施策番号 １２～１６

県ホームページで犯罪被害者等に関する情報を提供しているほか、栃木県犯罪被害者等支援ハンドブックを市町や民間支援団体に配布するなど、支援者に役立つ情報等を提供しました。【くらし安全安心課】

捜査の初期段階において、被害者連絡対象事件（殺人、不同意性交等、交通死亡事故、ひき逃げ事件等）の被害者に対し「被害者の手引」を配付し、刑事手続き及び被害者のための制度の説明等を実施するとともに、事件担当捜査員が適時適切な被害者連絡を実施しました。【警察本部】

施策の柱Ⅱ 【早期回復・生活再建に向けた支援】

◆ 精神的・身体的負担の軽減 計画の施策番号 17～27

犯罪被害者等の精神的・身体的負担の軽減を図るため、各機関において心理的なケアやカウンセリング費用の公費負担等を行いました。

- ・臨床心理士の資格を有する職員や部外カウンセラー等によるカウンセリング 【警察本部】
- ・性犯罪・性暴力被害者に対するカウンセリング費用の公費負担（とちエール）
- ・DV被害者等に対する電話相談、面接相談 【人権男女共同参画課】
- ・スクールカウンセラーによる少年被害者に対する心理的ケア 【教育委員会】

◆ 日常生活の支援と居住・雇用の安定 計画の施策番号 28～35

犯罪被害者等の日常生活の支援と居住・雇用の安定を図るため、各機関において外出時の付き添い支援や関係施設への入所支援等を行いました。

- ・関係機関やカウンセリングに行く際の付添い支援（とちエール）
- ・DV被害者等の一時保護や女性自立支援施設への入所 【人権男女共同参画課】
- ・虐待が主訴による一時保護や児童養護施設等への入所
- ・母子生活支援施設への入所 【こども政策課】

◆ 経済的負担の軽減 **計画の施策番号 36～41**

犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、各機関において見舞金の給付や医療費等の公費負担を行いました。

- ・ 犯罪被害者給付制度の運用
- ・ 犯罪被害者に対する診断書料等の費用に係る公費支出制度の運用 【警察本部】
- ・ 栃木県犯罪被害者等見舞金制度の運用（遺族見舞金 60 万円・重傷病見舞金 20 万円） 【くらし安全安心課】
- ・ 性犯罪・性暴力被害者に対するカウンセリング費用や医療費等の公費負担（とちエール） 【人権男女共同参画課】

◆ 二次的被害・再被害の防止 **計画の施策番号 42～55**

犯罪被害者等の二次的被害・再被害の防止を図るため、各機関において、県民の理解増進や図るためのリーフレットの作成や犯罪被害者等の保護対策等を行いました。

- ・ 二次的被害防止の必要性や事業者における休暇制度の創設等を周知するためのリーフレットの配布
【くらし安全安心課】
- ・ DV 被害者等の一時保護や保護中の外出時の同行 【人権男女共同参画課】
- ・ 再被害防止対象者を指定し、重点的な防犯指導、警戒措置の実施
- ・ ストーカー・DV 被害者の保護対策や一時避難に要する経費の公費負担 【警察本部】

施策の柱Ⅲ 【県民の理解の増進】

◆ 県民への広報・啓発 計画の施策番号 56～61

犯罪被害者やその家族が置かれた現状や心ない言動による二次的被害等に関する県民理解の増進を図るため、巡回パネル展示や講演会などを実施しました。 【くらし安全安心課】

令和7(2025)年度犯罪被害者等支援巡回パネル展示

(公社)被害者支援センターとちぎや市町との共催により、県内の12市町において巡回パネル展示を実施しました。

犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性を周知するため、庁舎や公民館等を利用し、犯罪被害者等支援に関するパネルを展示したほか、栃木市においてはパネル展示にあわせて講演会を開催し、広く県民に犯罪被害者等支援について理解を深めていただくことができました。

【市貝町でのパネル展示】



【栃木市での講演会】



◆ 教育活動を通じた理解の増進 計画の施策番号 62・63

中学生や高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」や作文コンクールを開催し、犯罪被害者への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識向上に努めました。 【警察本部】

施策の柱Ⅳ 【人材育成と民間の団体への支援】

◆ 犯罪被害者等支援に係る人材の育成及び資質の向上 計画の施策番号 64～69

犯罪被害者等支援に係る人材の育成及び資質の向上を図るため、各機関で各種研修等に取り組みました。

- ・ 被害者支援担当者研修会の開催 【くらし安全安心課】
- ・ 教職員に対する研修（新規採用教職員及び教職経験年数や職階に応じた研修） 【教育委員会】
- ・ 警察学校における初任科生及び初任補修科生に対する講義
- ・ 被害児童等の支援にあたる少年補導職員に対する研修 【警察本部】
- ・ 性犯罪・性暴力被害者支援に関わる支援員等に対する講座の開催
- ・ DV被害者支援にあたる女性相談支援員や配偶者暴力相談支援センター職員等への研修会の開催 【人権男女共同参画課】
- ・ 虐待を受けた子どもの保護等に携わる児童相談所職員や市町児童相談担当職員等への研修 【こども政策課】

◆ 民間の団体への支援 計画の施策番号 70

（公社）被害者支援センターとちぎに対し、研修の講師派遣や、各種イベント会場において同団体に関する広報啓発を実施するなどの支援を実施しました。 【警察本部】

被害者支援担当者研修会や巡回パネル展示などの機会のほか、リーフレットの配布等を通じて民間支援団体の活動等を周知しました。 【くらし安全安心課】

施策の柱Ⅴ 【総合的な支援体制の整備】

◆ 関係機関・団体との連携強化 計画の施策番号 7 1 ～ 7 6

関係機関・団体との連携強化を図り、犯罪被害者支援の総合的な支援体制の整備を推進するため、協議会や連携会議等を開催しました。

- ・ 栃木県被害者支援連絡協議会の開催 【警察本部】
- ・ 被害者等支援施策担当者研修会の開催 【くらし安全安心課】※再掲
- ・ とちぎ性暴力被害者サポートセンター連携会議の開催 【人権男女共同参画課】

◆ その他の支援のための体制整備 計画の施策番号 7 7 ～ 7 9

被害者連絡制度に該当する犯罪被害者に対して必要な情報提供を行うとともに、各警察署等に被害者支援担当官を配置して、支援のための体制整備を図ったほか、犯罪被害者支援施策が確実に実施されるよう、各種会議などを通して各警察署等に対し指導・督励を行いました。 【警察本部】